

平成 26 年度 第 5 回三条市子ども未来委員会会議録（概要）	
日 時	平成 26 年 11 月 14 日（金）午前 10 時～12 時 00 分
場 所	三条市役所栄庁舎 3 階 大会議室
出席者	<p>検討委員：橘委員長、大谷委員、土田委員、高田委員、横堀委員、近藤委員、堀委員、宮島委員、田中委員、渡辺委員、小嶋委員、清水委員</p> <p>欠席委員：石黒副委員長、野田委員、藤島委員</p> <p>事務局：池浦教育部長、久住子育て支援課長、坂内課長補佐、青木センター長、樋口係長、本多指導主事</p>
委 員 会 内 容	
橘委員長	<p>それでは、定刻となりましたので、これから第 5 回三条市子ども未来委員会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しいところ、大雨の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>先回の会議は、9 月 26 日に開催をいたしまして、子ども・若者や子育て家庭を取り巻く現状と課題について事務局から説明があり、皆様から御審議をいただいたところです。それら、いただいた御意見を踏まえ今回は、計画の目標、基本理念、目標達成のために設定した 5 つのプロジェクトと施策、そして、それにぶら下がる具体的な取組について事務局から説明を受けた後、皆様から様々な御意見をいただきたいと考えております。本日の会議終了は、概ね 12 時となっております。貴重な時間となりますが、御意見等をよろしくお願ひいたします。それでは事務局から出席人数等の報告をお願いします。</p>
坂内補佐	<p>本日の出席は委員 15 名中、3 名の欠席となり、12 名の出席となっております。資料の確認をお願いいたします。次第、委員名簿と裏面に座席表、資料 1 としまして、（仮称）新すまいる子どもプランの構成です。なお、この資料は先日郵送させていただきまして、お持ちいただくようお願いしてありましたが、その後、事務局で若干の資料の修正をいたしましたので、本日お配りした資料と差替えということでお願いいたします。その他、すまいる子どもプランの冊子は皆さんお持ちでしょうか。よろしいでしょうか。以上です。</p>
橘委員長	<p>では、議題に入ります前に、教育部長から挨拶をお願いします。</p>
池浦部長	<p>皆さん、おはようございます。一言御挨拶させていただきます。教育部長の池浦です。委員長からお話があったように、いよいよ新潟の冬が始まったかと昨日辺りから、そんな気配を感じております。そんな道足の悪い中、また、お忙しい中、第 5 回三条市子ども未来委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。これまでの 4 回、御議論をいただく中で、特に前回は新すまいる子どもプランの概要を大まかに御説明させていただき、それぞれ個別の御立場からの御意見をいただいて、それを基に、更に細かい部分、具体の施策について取りまとめさせていただきました。これから担当課長から説明させていただきますが、今日からの議論がこのプランの肝となると考えています。どうか遠慮なく御意見いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>

<p>橘委員長</p>	<p>ありがとうございました。それでは議題に入ります。(仮称) 新すまいる子どもプランについて、事務局から説明をお願いします。</p> <p>(部長、公務のため退席)</p>
<p>久住課長</p>	<p>それでは資料1に沿って説明いたします。これまで、3章までを皆さんに御議論いただきました。特に現状と課題は細かくデータなども説明させていただいたところです。次の4章、この計画の基本的な考え方、特に計画の体系、何をするのかを説明させていただきます。</p> <p>2ページ、3ページは前回の現状分析のまとめと課題として、5つの課題を示させていただきました。</p> <p>まず一点目、なかなか子育てと仕事の両立ができていないということから、子育てと仕事の両立支援を推進していくということです。</p> <p>二点目、子育ての不安感、負担感が増加しているとデータでも出ているので、本来の、子育ては楽しいものだと、もっと感じられるような環境づくりが必要だと考えています。</p> <p>三点目、全ての子ども・若者に対して、健やかに成長できるような支援が、母子保健から青少年まで必要だということです。</p> <p>四点目は、全ての子ども・若者の中でも困難を有する子ども・若者への支援を行っていくということです。不登校、被虐待児、いじめ、引きこもり等々で何らかの支援が必要と思われる子ども・若者への支援です。</p> <p>五点目は、子ども・若者・子育て家庭に対して、社会全体で温かく見守ったり、育てたりする社会づくりを進めていこうというものです。</p> <p>この5点の課題を踏まえて、基本的な考え方の案をお示しいたします。4ページをお開きください。</p> <p>今回はどうだったかということで、すまいる子どもプランの27ページをお開きください。今回御議論いただく内容と同じものです。この5年間プランを進捗させてきまして、形式としては、この体系が見やすいという御意見をいただいたので、文言は変えていますが、同じ形でまとめさせていただきました。</p> <p>まずは目標ですが、不安・負担感の軽減を能動的に言い替えまして、安心して子育てを楽しむことができ、そうすることで、子ども・若者の笑顔があふれるまちという意味で挙げさせていただきました。</p> <p>次は、目標にしたがって、どういう視点で各取組を実施していくのかを基本理念として掲げさせていただきました。子どもの成長は切れ目なく続いていくものなので、教育委員会を中心に継続的に支援をしていくために、子育て支援</p>

課を教育委員会に置いたという意義があります。この考え方は変わらないものなので、前回同様「ライフステージに応じた総合的で一貫した子育て支援」とさせていただきます。

これを、どう実施していくか、課題に沿って取組を整理しました。前は「学び」も入っていましたが、今回は、幼児教育、学校教育の分野でも審議しますので除き、5点をプロジェクトとさせていただきます。

5ページをお開きください。

一点目のプロジェクト、ワーク・ライフ・バランスは言葉が分かりづらいので、「子育てと仕事の両立プロジェクト」とし、そこから4つの施策を考えました。施策の一点目は多様なニーズに対応した保育環境等の充実とさせていただきます。二点目、保育所等を卒業した子どもの放課後の居場所の確保です。三点目は、アンケート結果にもありましたとおり、子育てと仕事を両立するには、まだまだ女性の不安感・負担感が大きいということがあり、男性の家事・子育てへの参加促進を図っていく必要があります。四点目は出産、育児のために退職した女性等の再就職支援です。こうした女性等には働きたいけれど再就職は厳しいという現実があるので力を入れたらどうか、ということで挙げさせていただきました。この4点で子育てと仕事の両立を進めていこうというものです。

二点目のプロジェクトは子育てを楽しもうという「ハッピー子育てプロジェクト」です。楽しむということで、皆様の意見にもありましたように親子で集える場が必要であろうということで、施策の一点目は屋内の親子が集える場づくりを考え、二点目は屋外で楽しめる公園の整備を書かせていただきました。三点目は手当類で、経済的な支援、情報提供ということを含めて子育て家庭へのサポートの充実としてまとめさせていただきました。

三点目のプロジェクトは子ども・若者の健やかな成長を支援していく「子ども・若者の健やかな成長プロジェクト」です。施策の一点目、小さい子どもの母子保健、家庭教育にもっと力を入れていく必要があるということです。二点目は、不安感・負担感から、現在もいろいろな相談を実施していますが、もっと頼りになる子どもの発育・子育て相談を充実させていくことが必要ということです。三点目、子ども・若者育成支援推進法の市町村の計画作りで、子ども・若者が社会を形成していく中で、例えば、中学・高校の頃から自分の意見を発言する場、社会に参加していく場が必要ではないかということで、子ども・若者の社会形成、社会参加の推進として新たに追加させていただきました。

四点目のプロジェクト、支援を要する「子ども・若者支援プロジェクト」です。施策の一点目は、子ども・若者総合サポートシステムとして、これまでも実施してきました。先ほど言った不登校、被虐待児、いじめ、引きこもり等々で何らかの支援が必要と思われる子ども・若者へのサポートシステムを、現状で良しとせず、もっと充実させていこうというものです。二点目はそこから特化した、発達障がいと診断を受けるところまでいかない子どもたちに対して、

義務教育終了まで継続的に支援していく三条っ子発達応援事業を充実させていくことが必要ということで挙げさせていただきました。

五点目は「子ども・子育て応援社会プロジェクト」として、施策の一点目は子ども・子育て家庭を支えるまちづくりの推進、二点目は地域における安全・安心の確保を挙げ、まとめさせていただきました。

前回の計画策定も、想定される事業を挙げ、この5年間でほぼ実施させていただきました。今回も、今後5年間で何を充実し、促進するのか、想定される新規・拡充する取り組みを中心に説明いたします。継続事業はすでに取り組んでおりますので、説明は省かせていただきます。前回はありませんでした、事業の説明書きを加えて分かりやすくし、作成したいと思っています。

まず、「子育てと仕事の両立プロジェクト」は、他のプロジェクトと比べまして、予想される新規・拡充の取り組みが多くなっており、本当に大きな課題だと思っています。このプランは最終的には出生率を上げたいというところがありまして、なんとか少子化に歯止めをかけたいということがこのプロジェクトになります。

その中で、施策の一点目、多様なニーズに対応した保育環境等の充実ですが、少子化といいながらも、年々保育所の入所が増えており、低年齢化をしております。働く母親が増える中、ほとんどの企業が育休は1歳までということもあり、保育所（園）の3歳未満児はほぼ満杯の状態、今後入所ができなくなるという状態が考えられます。この計画に、何年にはどうするという、確保策、見込を盛り込むこととなりますが、今、来年度の入所・園の申込数の取りまとめをしておりますので、次回御検討していただきたいと思います。

想定される新規・拡充の取組の一点目は、3歳児未満児の保育の拡充を必ず実施していかなければならないということで一番に書かせていただきました。

二点目は長年の課題でした病児・病後児の保育です。前は検討に終わってしまいましたが、早急に実施したいということです。

三点目は一時預かりの充実です。恒常的に働くだけでなく、多様な働き方が出てきているので、曜日によって預かるケースなど一時預かりのニーズが増えてきていることから、年齢、箇所数だけでなく充実していきたいと考えています。

継続取組の(14)ファミリーサポート支援事業とは、乳幼児から小学校の児童を、無資格だが子どもを預かりたいという人が、研修を受け、預かりを実施しているものです。例えば、児童クラブへ迎えに行くなど、保育と児童クラブ以外の狭間を預かってもらえる事業です。ベビーシッターもありますし、どうしても仕事が休めない保護者に代わり、子育て支援センターの一時預かりや、すまいるランドの一時保育のように、預ける場所へ子どもを連れて行くのではなく、自宅へ伺って預かる、送迎をする等の保育ヘルパーのようなものです。この場合、預けたい、預かりたいという人をコーディネートすることが必要とな

ります。今、三条市では3つの市民団体が積極的に行っており、市の支援事業としては、預かりたい人の基礎知識をつけるための養成講座を実施しています。利用料に関して、市民団体1時間あたりの単価は安くはないため、市でファミリーサポートセンターを実施したらどうかという要望もいただいたので、今後、市で実施したいと考えており、載せさせていただきました。

施策の二点目が、夏休み等の長期休暇も含む放課後等の子どもの居場所の確保です。

想定される新規・拡充の取組の一点目、児童クラブの充実も確保策に入る施策です。基準の条例のときに皆さんに議論していただきましたが、概ね小学校3年までと定めさせていただきました。長期休暇の際に子どもの居場所が地域にあるかというところが課題です。放課後子ども教室という形で小学校をお借りしていますが、毎日ではなく、夏休みは実施していない現状があります。安全安心にもつながるのですが、悲惨な事件が報道される中、小学校の学区が広がったこともあり、子どもが1人で帰る道を考えると、歩いて行ける範囲に放課後を過ごす場ができないかと考えました。屋外だけでなく、屋内も利用できる地域の公民館などを利用させていただいて、子どもの居場所をどうするか、活動をどう支えていくか、というプランを策定し、地域における子どもの居場所を創設していきたいと考え、取組を3点載せさせていただきました。

施策の三点目、男性の家事、子育て参加の促進は、男女共同参画を担当している市民窓口課が、子育て参加等をするための実践的なプログラムを組んで実施していきます。二点目の取組は、具体的には、若い父親対象など年齢等で、ターゲットを絞って広報を促進を図っていくということです。

施策の四点目、再就職支援ですが、商工課が中心になって行います。ハローワークと密接に連携し、女性が応募しやすい職種限定のガイダンス等の実施、子育て世代に対象を絞った就職相談会の実施、様々な機関と連携し、再就職に必要な資質向上を図るような実践的なセミナーの実施、ワークライフバランス両立支援促進の取組、事業所に向けた取組、職場環境改善に向けた取組を実施していきます。

プロジェクト二点目、「ハッピー子育てプロジェクト」です。三条市の子育て拠点施設は、保育所に併設している子育て支援センターと、栄庁舎内のすまいるランドがあります。すまいるランドは本当に多くの方に利用していただき、土日は混み過ぎていて敬遠されているという話も聞く程です。そこで、いよいよ、もう1か所作りたいと思います。場所は嵐北地区、旧一ノ木戸小学校体育館を整備して、子育て拠点施設の拡充をしたいと思います。次の親子で楽しめる公園の整備にも関係しますが、防災の観点から、地下に調整池を整備し、その後公園を整備する、そこに子育て拠点施設を新設したいと思っております。

もう一点は、既存公園の遊具等の整備です。よい公園があっても、遊具が使えないとの話があり、計画的に点検、実施していきたいと思っております。

子育て家庭のサポートの充実です。継続の取組が多く、市単独よりは、国・県の補助、制度に市が上乘せをするなど、これまでも拡充してきたものです。

継続の中でも拡充はあると思いますが、今回は二点あります。

情報提供の部分で、これまで子育てガイドブックの作成、情報メールの配信、ポータルサイトの立ち上げ等で、市の支援、制度、イベントを知っていただく取組をしてきました。新制度の下で補助対象となる利用者支援事業ですが、簡単に言うと、子育てガイドブックの人間版と申しましょうか、子育て拠点施設に専門の職員をおき、保育所、幼稚園等の入所情報、様々な支援を知っていて、利用者と行政の仲立ち、コーディネートをするという事業です。利用者支援事業を実施することで名実ともに子育て拠点施設を情報発信の基地として充実させたいと思っております。

ひとり親の支援の充実もしてきましたが、非常に制度的で、まだまだ国が実態に即していない現状があります。保育料の算定時ですが、これまでは所得税を用いていましたが、今後は市民税で算定することになりました。今のところ、未婚のひとり親家庭は寡婦（夫）控除が受けられず、ひとり親でも保育料の負担が増えており、控除をどう考えるかが問題でした。保育料は、国が市民税を基にすることを決めますが、最終的に市に決定権があるので、未婚のひとり親も、市が寡婦（夫）控除の対象とみなして保育料を算定するということに決め、寡婦（夫）控除を適用することとさせていただきました。

「子ども・若者の健やかな成長プロジェクト」です。1 母子保健、家庭教育の充実で4 点の取組を挙げさせていただきました。

母子保健についてです。ようやく、水ぼうそうが定期予防接種となりましたが、日本は予防接種後進国と言われていています。そこで、市で何ができるのかを考えまして、歯科保健を充実させたいと思っております。胎児の時期から大切なので、昨年からは妊婦の歯科検診を独自で始めました。3 歳健診後、幼児のフッ素洗口実施ができていないことが課題となっていますので、もっと充実させたいということで書かせていただきました。

家庭教育、母子保健にも関係があるのですが、生活習慣の早寝早起き朝ごはんの定着を啓発してきました。幼児期の朝ごはんは9 割以上が定着してきたところですが、早寝早起きに関して、睡眠が子どもの発達に大きな関わりがあるということで、「食育」に対して「眠育」という言葉も出てきていますので、この点を進めさせていただきたく書かせていただきました。

家庭教育講座の充実として、赤ちゃんからのBP「親子の絆づくりプログラム」、NP「完璧な親なんてない！」というカナダ生まれのプログラムで0～5 歳児の保護者を対象としたNP 講座を実施し、保護者自らが問題解決能力をつけていくという講座を拡充していくということです。

乳幼児とのふれあい学習の充実についてです。中学生の家庭科の授業にあるのですが、家庭形成と言いますか、現在もおもちゃを作ったりして、保育所等

に訪問し、幼児とふれあうということを実施しています。今の保護者は親になるまで赤ちゃんを触ったことがないという人が多いので、青少年の中学生、高校生に、乳児とふれあう経験をしてほしいということで、ふれあい学習の充実を挙げさせていただきました。

今も様々な相談を実施していますが、子どもの発育・子育て相談の充実は、相談時間が、私たちの就業時間に限られるため、働いている保護者にとっては利用しづらい現実があります。そこで、すまいるランド、子育て支援センターへの出張、時間外に実施することで充実を図りたいと思っています。

次に、子ども・若者の社会形成、社会参加の促進です。様々なところで、青少年健全育成事業として、メッセージ大会など子どもたちが意見を述べる場があったり、児童クラブや保育所へのボランティアを募り参加してもらったり、キッズニアの中で職業体験をしてもらったりしています。このように、社会参加を疑似体験する場や、学校以外の審議会、公民館の子どもの事業などで、作る側として参画したり、意見発表をしたりする機会をもっと増やしていくことが必要なのではないかと考え、拡充を図るため取組に入れました。

「子ども・若者支援プロジェクト」の中の1子ども・若者総合サポートシステムの取組として、3点挙げさせていただきました。

養育支援訪問事業の実施は、虐待の支援が重くなっている中、支援の必要な家庭に対して、子どもが生まれてからではなく、妊婦の時から、妊娠・出産・育児の養育支援をし、家庭に助産師を訪問させ、きめ細やかな支援をしようというものです。ひとり親や障がいのある要支援の妊婦に、訪問事業を実施していきたいというものです。

二点目が、被虐待児童及び問題行動児童、不登校等の進行管理の強化です。早期発見・早期対応・きめ細やかな支援を3点セットとして継続的に支援をしている人たちに対して、見守りという名の放置にならるように進行管理の強化をしていきたいというものです。

三点目、若者支援の相談体制の強化です。今、育成センターで青少年相談を実施していますが、ここに若者支援の相談を取り込めるような体制を整えて強化をしていきたいということです。4月から南小学校跡地に育成センターが参ります。三条市で若者支援をしているサポートステーションも一緒に入るので、その連携も含めて相談体制を強化していきたいということです。

施策2三条っ子発達応援事業ですが、今年度から気づきの部分である年中児発達参観を実施してきました。保育園、保育所、公立私立問わず実施してきましたが、なかなか幼稚園までできませんでしたので、今後は全市実施をしたいと思っております。また、気づきから、保育所等での発達支援教育がメインになってきますので、保育士等の資質の向上にも力を入れていくということで挙

	<p>げさせていただきました。</p> <p>最後、「子ども・子育て応援社会プロジェクト」です。前回の策定時には子育て応援宣言市民運動を立ち上げて、自分のできることを宣言してもらい進めてきました。今年度、強化をしたいのが、予防策にもなる、虐待、いじめといった子どもの権利に深く関わる問題です。子どもの権利のチラシを作り、家庭教育講座等で配布しています。また、いじめに関しても、国がいじめ防止等の基本方針を作成しており、家庭や市民に対して、もっと啓発をしていくため、チラシの作成や、知識を深める講演会等々の実施をしていきたいということで、子どもの権利の啓発強化を挙げさせていただきました。</p> <p>地域における安全・安心の確保ということで、見守り等々の継続事業もありますが、アンケートにもありました通学路の整備を挙げさせていただきました。建設課と小中一貫教育推進課が主になって進めており、小中一貫教育推進課は、警察、校長会などがメンバーとなっている通学路安全推進会議で、通学路交通安全対策プログラムを作成し、安全点検の実施、危険箇所の安全策を講じていくということになっています。建設課はそれに基づき計画的に整備をしてまいります。</p> <p>長くなりましたが説明は以上です。</p>
橘委員長	<p>皆さんから御意見をいただきたいと思います。</p>
堀委員	<p>資料の2ページ、(3)全ての子ども・若者の健やかな成長への支援の2つ目の段落に‘子ども・若者を育成の「対象」としてではなく’と否定する形で書かれているところに疑問を感じました。私が活動している、青少年育成市民会議は子ども・若者を育成の「対象である」として活動しているものなので、この文章は‘子ども・若者の育成を「対象」であり、なおかつ、社会を構成する重要な「主体」として’ではないかと思います。</p> <p>計画の体系の想定される新規・拡充の取組の(3)一時預かりの拡充についてです。孫を一時預かりに連れて行ったときに、投薬はできないと言われたのですが、なぜ一時預かりは通常の保育とは違うのでしょうか。一時預かりの利用者は通常の保育と同じように利用したいのではないのでしょうか。</p> <p>保育環境については市民のニーズを吸い上げるようにはなっていると思うのですが、現場の方の声はどうなっているのか、吸い上げる必要はないのかと思いました。</p> <p>最近、住民票はあるのに所在不明になっている子どもについて報道されていますが、三条市はどうなのでしょう。</p>
久住課長	<p>資料2ページの文言は、国のビジョンの文言を使っています。大人は育成する側、子ども・若者は一方的に育成される側ということではなく、子ども・若者</p>

	が主体となって参加していくものという認識で成長支援をしていこうという 意味です。
堀委員	意味合いが違ってきますね。‘対象として <u>だけではなく</u> ’ということですね。
久住課長	そうです。分かりやすく文言を修正したいと思います。
橘委員長	一時預かりについて、お願いします。
久住課長	一時預かりは、その子どもの全てを知って預かるわけではない中で、安心安全に行うため、国で細かく規定があります。
橘委員長	一時預かりについて確認させてください。一時預かりは、保育所、幼稚園に 在籍していなくても利用できるものですよね？
久住課長	そうです。自分で子育てをしている方で、週数回仕事があるから預けたい、 病院に行くから預けたい、リフレッシュしたいなどの理由で預けられます。
橘委員長	そこには、教育、養育の指導はなく、保育園・幼稚園とは目的が違うという ことですね。
久住課長	親の代わりに預かるということです。
橘委員長	子守さんということですね。
久住課長	国からは、一時預かりには保育士資格のある者を1名以上置くようにという ことになっています。
橘委員長	そのために、研修も受けていただくということですね。 次の質問の回答をお願いします。
久住課長	保育現場については、私たちの職員ですから、様々な家庭教育の実施など連 携して行っている事業が多く、また、幼児教育は審議会で審議をしてもらって いますし、どういうことが足りないかということも常に把握しております。保 育所が子育て支援をする役割を、国が保育指針の中に盛り込んでいます。昔の ように子どもだけを保育、教育するだけの施設ではなく、子育て相談など、親 や家庭を支援する一番身近な場として、子育て支援の役割を保育所に求めてき ており、保育現場はこの事業を一緒にする立場だと思っています。 大都市では就学まで健診未受診がわからなかったということがありますが、 市では母子保健の健診未受診については徹底的に訪問をします。9割以上の高 い健診受診率があり、所在不明の方はいません。ただ、市に住民票があって、 外国に行っているという方がおり、その場合は家の方に事情を確認しておりま

	す。
橘委員長	今の質問は、虐待とつながっていることを考え、強制的に調査ができるようになっているかを確認したいのだと思います。圧力をかけて、調査はできるのですか。
久住課長	健診に来られない方は徹底的に訪問させてもらっています。こんにちは赤ちゃん事業というものがあまして、希望される方は助産師が、希望されない方も看護師が訪問をしています。3歳児健診は個別健診にせず、敢えて集団で行っています。個別健診は保護者にとっては便利で都合がいいのですが、集団健診が相談の場であったりするので、要々の集団健診を持続しながら、実施していきたいと思います。ただ、今言ったのは、あくまでも住民票のある方が対象です。住民票のない方がいた場合は難しいところです。
橘委員長	実際かなりの人数がいると言われていますが。
久住課長	全国的にはそのようです。
小嶋委員	健康推進員の活動の中でも市からの案内をお宅に届けますが、その際には、置いて来るだけではなく、手渡しをして、お顔を見て、状況を把握し、虐待も含めておかしいなと思ったら健康づくり課等へ連絡するようにしており、見逃さないように、対応をしています。
橘委員長	横の連携も大切ですよ。他にありますか。
田中委員	<p>子どもの放課後等の居場所に関してです。今、一体校になった学校の跡地には公園などができると思いますが、既存の学校に遊び場がないので、そこをどう確保していくのか。小・中学校のグラウンドは関係者以外立ち入り禁止となっていると入りにくいですし、ある程度開放して入れるようにできないのでしょうか。</p> <p>通学路ですが、朝は自動車の量が多く危ない箇所があります。徒歩も自転車も自動車を避けるため、田んぼに落ちた子もいました。建設課でも実施しているとのことですが、こういった危険箇所を学校で協議している間に、対応できないのか。</p> <p>出産のために退職した女性等の再就職支援について。理由があって退職される方はいるかも知れませんが、1年間育休を取れば、その後は保育所に預ける方法もあります。育休の取得に関しては事業者側の責任もあると思うのですが、事業者側は出産のために辞めてくれとは、まず言えません。なので、書き方に関して、施策に‘退職した女性’と書かれていることを、経営者としては疑問に思いました。</p>

<p>久住課長</p>	<p>まず、子どもの居場所についてです。来年度以降、プラン作成の中で皆さんにも議論いただくことになると思いますが、子どもがいる地域の核となる場がどこにあって、そこにどんな人達がいて、子どもたちが安心して行くことができるのか、三条市全体をマップに落とし、皆さんのお知恵を借りて作っていく課題だと思っています。大都会は、帰り道も明るく歩いて通える学校での放課後子ども教室を進めています。三条市はバス通学もあり、広域で通う実態があるため、そういったことも含めて居場所を検討していきたいと思っています。</p> <p>保育所も含めて、園庭、校庭等、開かれた学校づくりということで、休日は学校等の遊具で遊ぶこともあると思います。公園のしっかりとした整備だけでなく、園庭、校庭を既存公園として開放することの周知も必要かと思っています。</p> <p>また、そうした場に子どもを引出すすべも必要です。そこを魅力のある場にしていくことも課題だと思っています。</p> <p>再就職支援は、辞めさせられたではなく、子育てをしたくて退職した女性を対象とする意味です。</p> <p>通学路は、先日幼稚園の保護者との懇談の中で同じ質問を受けました。バス、電車に乗る経験もない、車のマナーが悪いなど、譲り合うことの大切さについて、通勤族の方は特に感じられているようです。いろいろなところからそういった話を聞くので、安全協会、環境課にも声をかけたいと思います。ゾーン30という取組がありまして、30キロ制限の地域がありますが、効果は最初だけだったといえます。</p>
<p>田中委員</p>	<p>これから冬期にかけて、道が狭くなったり、新たに自動車の抜け道ができたり、更に危険になるのでは。通勤通学の時間帯は、道幅を広げられるなら広げたり、通行止めにしたたり、早めに把握をして検討していただきたいと思います。</p>
<p>小嶋委員</p>	<p>嵐南小学校の登下校ですが、自動車、子ども、自転車を通り、下校時には高校生も通る、雨の日も、大変なことになっています。そこを誰も見守っていないのが現状です。冬場の除雪はどうするのでしょうか。雪が降る前に現地を見ていただき、どう対処するかを地域住民に早めにお知らせいただければ、それに沿って、パトロール等対応していきたいと思います。</p> <p>子どもの居場所について、旧南小グラウンドに芝のサッカー場ができるのはいいのですが、地域の子どもたちが自由に遊べるかなど、情報をいただきたいと思っています。</p>
<p>橘委員長</p>	<p>安全性の問題で、警察等に任せきりにせず、保護者がもっと積極的に‘子どもを守る’という視点で、発信をしていくことが必要かと思いました。そうすることで、行政も地域の皆さんも動きやすくなるのではないのでしょうか。</p>
<p>清水委員</p>	<p>小・中学校で通学路を記載するときに、危険箇所をマークしたところ、すぐ</p>

	にミラーがついた経験があります。子どもながらに、すぐに対応してもらえたことを覚えています。
田中委員	子どもたちが安全マップを作っていますが、子どもに注意喚起を促すだけで、行政が何か対応するということはありません。
小嶋委員	ブロックが欠けている場所がありましたが、実際にそこを通っている子どもの保護者が訴えたところ、すぐに行政が対応したケースがありました。保護者が声を上げることが大事だと思いました。
橘委員長	保護者が積極的に声を出すことと行政の対応の両方がないと、地域が上手くいかないのではないかと思います。
清水委員	3歳未満児の保育の拡充とありますが、今、全国的に保育士が足りない中、保育士をどう確保していくのでしょうか。保育士は離職率が非常に高く、理由はいろいろあるのですが、賃金の安さは影響があると思います。これだけ、指針が変わり、親へのサポートをするなど仕事量が増えていますが、社会的地位は上がっていません。介護も同じで、三条市だけの問題ではないのですが。広報さんじょうの保育士募集の情報を見ましたが、給料の月額を見て、これでは働かないなと思いました。まだ都会の方が高いので、資格のある人は都会に出るのではないのでしょうか。
久住課長	御指摘のとおりです。3歳未満児の保育を拡充では、見込み、整備の確保を叶えるには保育士の確保が欠かせません。三条市にとっても課題であります。
小嶋委員	保育士の負担は大きく、日常は大変です。特に未満児の保育士は、定年まで体力が持たないという話も聞きました。0歳児も増え、付いていくのが大変だと思います。賃金が低いのも問題です。
橘委員長	厚生労働省が法律を変えるたび、どんどん保育士に負担がかかるような状態になっています。業務内容は前と変わってきている中、給与体系が変わらないのは問題です。
高田委員	分かりやすい体系図ですが、新規・拡充の取組と継続の取組が通し番号になっており、並列の並びになっていますが、前回のプランでは番号が別になっています。この違いは何でしょうか。 また、継続の取組のENJOY!パパ手帳は通し番号になっておりませんが、関係性をお教えてください。
久住課長	施策に対しての取組なので、通し番号の方が分かりやすいと思い、このようにいたしました。全く新しい、新規の取組であれば番号を別にしてもいいと思ったのですが、拡充ですと継続の中に入っているものを、新規に取り上げているものもありまして。番号は別にした方が分かりやすいでしょうか。

高田委員	前回同様、番号が別になっている方がはっきりしています。
久住課長	<p>そうですね。</p> <p>もう1点、ENJOY!パパ手帳の番号も(1)としたいと思います。</p>
橘委員長	他に何かございませんか。
渡辺委員	<p>病児・病後児保育の実施について。実際、需要はあるのでしょうか。子どもが病気のときくらいは親が見るべきという思いがあって、この事業を実施することで、「じゃあ、見なくていいや」と思う親が出てくるのではないのでしょうか。他市で利用者がどのくらいいるのでしょうか。</p> <p>3歳未満児の保育の拡充ですが、私から見て、絶対に保育は必要じゃないと思う人も預けています。子どもを見ることに疲れたから、義理の母に子どもを預けるのが嫌だからという理由の人もあります。本当にこの拡充は必要でしょうか。市は、子育てを楽しみましょうと言っている割には、3歳未満児から預けていいですよとも言っています。私は子どもが3歳までは可愛くて仕方がなかったです。なので、3歳までは自分で見ましようという発想が出てきてもいいのではないのでしょうか。</p> <p>ファミリーサポートセンターについてですが、ファミリーサポート提供会員養成講座は5回の講座の中、数回受けたら修了証をもらえるものです。この講座を受けることで、子どもを預かる権利ができるので、全講座を受けると認定されるというように、重みをつけた方よいと思います。</p> <p>男性の家事、子育て参加の促進の取組は、間違いなく、これでは足りません。我が家もそうでしたが、ENJOY!パパ手帳は読んでもらえないことが予測されるので、もっと実践的な取組が必要だと思っています。</p>
久住課長	<p>3歳未満児だけの問題ではなく、母子愛着について、保育士と話していると話題になります。子育てと仕事の両立のため、絶対に必要な保育所等の環境なのですが、それが充実すればするほど、子どもと母を離してしまうジレンマがあります。三条市は実施していませんが、夜間保育、休日保育、いろいろな働き方があるので、本当に必要な人のためには必要だと思っています。何事もそうですが、子育て、家事も手を抜くと、次にするときには負担に感じてくるものです。保育は条例の基準でも拡充をしてきて、求職中の人も入所できるなどありましたが、それが永遠ではなく、期間を決め、実際の状況を見て、何か月か実施していなければ退所してもらおうということも考えていきたいと思いますし、入所状況はきちんと把握をしていきたいと思っています。</p> <p>ファミリーサポートセンターですが、実施するとなると国の事業ですので、提供会員が最低限の資質を備えられるよう、一時預かりも然り、ベビーシッター</p>

	<p>一も然り、講座の内容を変更して、充実させていきたいと思います。</p> <p>男性の家事、子育て参加の促進について、あそび方、家事など、楽しめる実践的な取組をしたいと考えています。また御意見をいただきたいと思います。</p>
橘委員長	<p>なかなか難しいですね。</p> <p>他にございませんか。</p>
小嶋委員	<p>保育所等では過保護すぎるほど、よく見てもらっています。母親の子どもに対する考え方が、3歳までは見たいとか、早く仕事に出たいとか、個人差があると思います。でも、子育てはほんの少しの時間です。ほんの3年間見ていれば、子どもはだんだん離れていくものなのです。自分で子育てをすることを楽しんでもらいたいと思います。楽しみながら愛情を持って子育てをしてほしいと思います。</p>
久住課長	<p>病児・病後児についてです。預かる際には、医師の診断が必要などの条件があり、連続する何日かの数日を預かることになると思います。また、病児は季節によって、増えることが考えられます。</p> <p>先ほどの保育所についてですが、あくまでも保護者が勤めている時間、保育に欠ける子どもを預かるという考え方です。土曜日など、保護者の仕事が休みの場合は家庭で過ごすようにという内容で、私と所長の連名で文書を出して周知しています。今後も家庭と保育所との連携を密にしていきたいと思っています。</p>
橘委員長	<p>これで、審議は終わりたいと思いますが。課長、何かありますか。</p>
久住課長	<p>これまでいただいたものを修正させていただき、次回は12月19日(金)を予定しております。次回は児童クラブ、保育所の見込み数と確保策、前段の部分を文章にして、全部ではなく、できる部分をお見せしたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
橘委員長	<p>皆さんからの御協力もあり、時間通りに終わることができました。帰り道、荒れているようですので、気をつけてお帰りください。</p> <p>これで、第5回三条市子ども未来委員会を終わります。ありがとうございました。</p>